

令和3年1月29日

お客さま各位

SOMPOひまわり生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」による給付金請求時のお取扱い

拝啓 新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。弊社は、「新型コロナウイルス感染症」による保険金・給付金の簡易迅速なお支払いのための特別措置を実施しております。医療機関への入院有無にかかわらず、新型コロナウイルス感染症により臨時的施設(ホテルや自宅など)で療養した場合も療養の事実がわかる書類をご提出いただくことでご請求の対象としております。請求時のお取扱いについてご確認ください。

敬具

**【保障対象としている期間】**

保障の開始日 右記のいずれか早い日	・医療機関への入院開始日 ・PCR検査等での陽性判明日
保障の終了日 右記のいずれか遅い日	・医療機関からの退院日 ・保健所等の指示するホテル療養終了日 ・保健所・自治体が療養の指示を解除した日

原則として、上記のとおりとしますが、ご提出の書類により総合的に判断します。

**【ご請求の際にご提出いただく書類】**

- ◆保険金・給付金等請求書、同意書
- ◆治療状況報告書（診断書または宿泊・自宅療養証明書を提出される場合は不要）
- ◆療養の事実がわかる書類（コピー可）

**(※)療養の事実がわかる書類 の一例**

＜保健所・自治体より発行される書類の例＞

- ・就業制限通知書
- ・就業制限解除通知書
- ・医師の届け出に基づく通知書
- ・宿泊療養証明書
- ・入院勧告解除通知書
- ・その他、療養の事実が確認できる書類

＜医療機関より発行される書類の例＞

- ・領収証
- ・診療明細書
- ・退院証明書
- ・その他、療養の事実が確認できる書類

\*なるべくお手元にあるすべての書類をご提出いただきますようお願いいたします。

## 【療養の事実がわかる書類がお手元がない場合】

療養の事実がわかる書類がお手元がない場合は下記のいずれかをご提出ください。

- ・「宿泊・自宅療養証明書」（新型コロナウイルス感染症専用）
- ・「入院・手術・通院等証明書（診断書）」

## 【ご注意ください】

### ●「宿泊・自宅療養証明書」（新型コロナウイルス感染症専用）について

- ・保健所・自治体によっては、「就業制限通知書・就業制限解除通知書」等の発行をもって、「宿泊・自宅療養証明書」（新型コロナウイルス感染症専用）に替える取扱いをしている場合があります。
- ・保健所・自治体によっては、独自の項目にて「宿泊・自宅療養証明書」を提出されることがありますが、その場合は発行された書類をご提出ください。

### ●治療状況報告書の提出

- ・「宿泊・自宅療養証明書」（新型コロナウイルス感染症専用）もしくは、「入院・手術・通院等証明書（診断書）」の提出がある場合、治療状況報告書の提出は必須ではありません。

### ●手術の請求を含む場合

- ・手術の請求を含む場合には、「入院・手術・通院等証明書（診断書）」の提出が必要です。

## 【お客さまお問い合わせ窓口】

保険金・給付金等手続きについて	0120-528-170
受付時間：月～金曜日 9:00～18:00／土曜日 9:00～17:00 ※日曜・祝日および12月31日～1月3日は除きます。	

以上